

石巻市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年3月5日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 復興企画部
政策企画課、復興推進課、SDGs移住定住推進課、ふるさと納税推進課、地域振興課、日本語学校設置推進室、ICT総合推進課及び復興企画部所管の行政機関
- 2 監査期間 令和5年12月22日から令和6年3月5日まで
- 3 監査対象範囲 前回監査終了時から令和5年11月までの一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、適正でした。